

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

—東京地裁令和2年2月27日判決—

—Duties of Directors of Bank Holding Companies to establish and operate an Internal Control System for Corporate Groups—

高橋 聖子
Satoko TAKAHASHI

要 旨

東京地裁令和2年2月27日判決では、改正前銀行法の下、銀行持株会社が子会社銀行に対して行う経営管理は法律上の義務ではなく、またその経営管理の内容は、子会社銀行の株主としての権利行使を通じて子会社銀行の業務について基本方針を定めることや、同銀行の取締役を選任することなどであり、上記基本方針が遵守されているかを監督し必要に応じ是正を求めることを意味しており、したがって内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が見受けられない場合に、子会社に対して具体的な業務を直接指導するなどの義務を負うことはないとされた。そして、詳細な事実関係の検討の下、子会社銀行の融資先に反社会的勢力が入り込んでいたことへの対応策を怠ったことを理由とする銀行持株会社取締役の責任は認められなかった。この裁判所の判断につき、少なくとも事実関係の評価につき疑問がある。本件において一定程度の内部統制制度の構築は為されていたと評価できるが、その運用・是正については、問題点があったのではないかと考えられる。

キーワード：銀行持株会社、内部統制システム

1 はじめに

本稿で取り上げる判例は、平成28年改正前銀行法（以下「改正前銀行法」という）の下で完全子会社銀行の融資先に反社会的勢力が含まれていた事案に係る、銀行持株会社取締役のグループ内部統制システムに関する義務が争われた事例である。ここでは、一般的な親会社取締役の義務・責任の問題と、当該親会社が銀行持株会社であることに由来する義務・責任が検討されるべき課題となる。すなわち ①会社法の下、企業グループにおいて親会社取締役がグループ内部統制システム構築義務、監視・是正義務として求められる内容はいかなるものか ②改正前銀行法の下での、銀行持株会社取締役の子会社管理義務の範囲はいかなるものかという点である。加えて、③本件当時、反社会的勢力排除の対応としていかなるものが求められていたのかという点が検討課題となる。

本判決においては、①企業グループにおける内部統制システム構築に関して親会社取締役が負う義務の内容は、子会社業務に関する基本方針の策定とその後の適切な運用に対する監視・是正であり ②改正前銀行法の下では、特段の事情のない限り、銀行持株会社取締役には子会社である銀行に対し具体的な業務を指導する義務がないとされた。そして ③反社会的勢力排除の機運が高まり始めた当時としては、他のメガバンクにおけるものと概ね同様であったことから特に不適切なレベルのものではないとされた。判旨につき、その論理構成に一部疑問がある。

2 事案の概要¹

株式会社B銀行（以下「B銀行」という。なお、現在日本三大メガバンクの一つであり、本事案の期間中である平成25年7月1日に合併を経ているが、時期に関わらず「B銀行」と表記する。）は、銀行持株会社であるA社の完全子会社である。本件は、A社の株主である原告および原告共同訴訟参加人（以下「原告ら」という。）が、A社の取締役であった被告らに対し、B銀行とクレジット会社である株式会社C（以下「C社」という。）との提携ローン（以下「本件キャプティブローン」という。）において、融資先にA社の内部の基準によれば反社会的勢力に該当する者が含まれていることを認識したにもかかわらず、A社の取締役として、①新たに反社会的勢力との取引が発生することを防止するための体制を構築する義務及び ②B銀行に対し、認識し

1 「銀行持株会社の取締役についてのグループ内子会社に関する内部統制システムの構築義務・監視義務」金融法務2159号60頁（2021.4.10）

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

た当該反社会的勢力との取引を解消するために具体的な措置を講じるよう求める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったという善管注意義務違反によって、A社が業務停止や信用棄損等の合計24億1,419万3,419円の損害を被ったなどと主張して、会社法423条1項、847条3項に基づき、被告らに対し、連帯して、A社に同損害に相当する額の損害賠償及びこれに対する請求後の平成28年10月12日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

以下、本件キャプティブローンの取り扱いの経緯と、金融庁による検査及び業務改善命令等について、概要を述べる（経緯の詳細部分については、後述）。

A社は、銀行法により子会社とすることができる会社等の経営管理およびこれに付帯する業務を目的として平成15年1月8日に設立された銀行持株会社である（以下、A社およびその子会社を含む企業グループを「aグループ」という。）。

aグループでは、A社との取引にふさわしくない者を排除し、また、トラブルの発生を未然に防ぐことを目的として、総会屋や暴力団構成員等のいわゆる「反社会的勢力」よりも広範な概念として、反社会的勢力に加え、金融犯罪者等を含む「不芳属性先」という枠組みを設定し、新聞・雑誌等の外部情報または営業部店等から提供される内部情報を収集して、不芳属性先の情報を登録したデータベース（以下「Aデータベース」という。）を構築していた。Aデータベースの管理や情報収集は、Aのコンプライアンス統括部が担当していた。

B銀行においては、新規取引を行う場合、対象先についてAデータベースを用いて反社会的勢力該当性の確認を行うこととされており（これを以下「入口チェック」という）、取引開始後も継続的に、取引の相手方が反社会的勢力に該当するか否かの確認を行い（これを以下「事後チェック」といい、入口チェックと事後チェックを総称して「属性チェック」という。）、取引の相手方（顧客）が新たに反社会的勢力と認定された場合には、当該顧客をAデータベースに登録し、「反社認定先」として管理を行うとともに、取引の規模を可能な限り縮小し、最終的には解消する方針で対応することとしていた。

本件キャプティブローンは、平成9年3月に、B銀行において取り扱いが開始された。その後、平成16年にC社とaグループが包括業務提携をした後も継続された。これは、割賦販売法上の個別信用購入あっせんのうち、①購入者（顧客）、②販売業者（加盟店）、③クレジット業者（信販会社）及び④金融機関が取引に関わる提携ローンである。そして、本件キャプティブローンにおける、銀行による融資金の用途は、具体的な商品の購入代金やサービス代金の支払に限定されることとなるものであった。

C社は、販売業者からの審査の依頼を受け、C社自身が有する反社会的勢力等の情報を登録したデータベースを用いて反社会的勢力該当性の確認を行い、当該確認を通過した顧客について代金決済を実行していた。しかし、同データベースには随時、反社会的勢力等の情報が追加される

ことから、本件キャプティブローンの契約締結時に、本来ならば反社会的勢力に該当し、契約締結を拒絶すべき者であるにもかかわらず、これを見逃してしまったたり、あるいは、本件キャプティブローンの締結時は反社会的勢力に該当しなかった顧客であっても、事後的に反社会的勢力に該当するようになったりするなど、本件キャプティブローンの顧客に反社会的勢力に該当する者が入り込む余地があった。

本件キャプティブローンに関しては、平成24年度の金融庁による金融検査（以下「本件検査」という。）の結果、A社およびB銀行に対して業務改善命令等が下っていた。

Bに対しては、本件キャプティブローンにおいて多数の反社会的勢力との取引が存在することを把握してから2年以上も取引の防止・解消のための抜本的な対応がとられず、反社会的勢力との取引が多数存在するという情報も担当役員止まりとなっていること²等について、経営管理体制、内部管理体制、法令遵守体制に重大な問題点が認められると判断され、平成25年9月27日付で、反社会的勢力と決別し、健全かつ適切な業務運営を確保するための法令等遵守体制及び経営管理体制の見直し及び充実強化すること等を内容とする業務改善命令が金融庁長官より発出され、同日、B銀行はこの旨を公表した。当時の新聞には、「暴力団員らと取引230件」「事実上放置」「暴力団融資 当時、副頭取が把握」などのセンセーショナルな見出しがつけられ、本件キャプティブローンの顧客属性についてのB銀行の調査により平成22年12月に反社会的勢力への融資が発覚したが、当時の法令遵守担当の副頭取が頭取に報告せず、その後担当した取締役や常務執行役員のいずれも引継ぎを受けたにもかかわらず、対応を怠ったと報道されていた³。しかしその後の第三者委員会の調査では、平成22年10月に当時の頭取が本件キャプティブローンを自社で審査するよう指示し、その結果問題融資が発覚したことが判明した。しかし、発覚後に頭取となった者たちは、翌年3月に発生したシステム障害への対応に忙殺され、また、前頭取からの引継ぎは行われなかった⁴。なお、金融庁検査による指摘の時点で頭取であった者も、自ら出席した取締役会に問題融資の関連資料が提出されるなど「知りうる立場にあった」とされている⁵。なお、B銀行が、C社に対し保証契約に基づく代位弁済を求めたのは平成24年度の金融庁検査で問題が指摘された後の平成24年4月以降であり、代位弁済の件数は147件、合計1.7億円に達していた⁶。

2 この「担当役員止まり」は、本件検査においてBの担当者が金融庁の検査担当巻に対し、事後チェックの結果は担当役員への報告にとどまり、取締役会またはコンプライアンス委員会には報告していないと回答したことによるものであるが、後に、これが事実と異なるものであることが判明した。

3 2013年9月28日「日本経済新聞朝刊」5頁、同年10月5日「日本経済新聞朝刊」2頁

4 2013年10月26日「日本経済新聞朝刊」5頁

5 2013年10月25日「日本経済新聞朝刊」1頁

6 2013年10月17日「日本経済新聞朝刊」5頁

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

その後、金融庁長官は、B銀行の経営陣が、本件検査における指摘以降も、上記業務改善命令を受けるまでの間、本件キャプティブローンに関する問題の重大性を認識することなく、組織的な課題の引継ぎ等ガバナンスを含めた根本的な問題の洗い出しを行っていなかったことや、本件検査における報告において前提となる事実を誤って回答していること（後述）等の重大な問題点が認められるとして、平成25年12月26日付で、Bに対し、一定期間本件キャプティブローンの新規取引を停止する業務停止命令、業務の健全かつ適切な運営を確保するため業務改善計画を提出すること等を内容とする業務改善命令を発出した。

また金融庁長官は、A社の取締役会は、反社取引排除というグループ一体となって取り組むべき課題に対して、子会社の各部任せにするなど、適切なグループ経営管理機能を発揮していなかったことなどの重大な問題点が認められるとして、同12月26日付で、A社に対し、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制の強化や業務改善計画の提出等を内容とする業務改善命令を発出した。

3 判旨

判旨① 被告らの本件キャプティブローンに関する、A社の取締役としての内部統制システム構築義務および同体制が適正かつ円滑に運用されるよう監視する義務の内容

改正前銀行法52条の21第1項及び同第2項の定めより、「…改正前銀行法上、銀行持株会社について、子会社である銀行の具体的な業務の経営管理は法律上の義務として定められておらず、銀行持株会社が行うべき経営管理の内容は、子会社である銀行の株主としての権利行使を通じて、子会社である銀行の業務について基本方針を定めることや、同銀行の取締役を選任すること、上記の基本方針が遵守されているかを監督し必要に応じ是正を求めるというような経営管理業務が想定されていた」としたうえで、

「…銀行持株会社であるA社の取締役である被告らは、本件キャプティブローンが反社会的勢力に対する融資になりかねないという点で問題となり、B銀行からA社のコンプライアンス委員会に報告されて被告らが認識した平成22年から平成23年当時、反社会的勢力に対してグループの組織全体で対応することができるよう、倫理規定や社内規則等の規程を制定するとともに、専門の部署を設置するなどして反社会的勢力に対し一元的に対処する組織体制を整備し、反社会的勢力からの被害を防止するために、aグループ全体として顧客の属性判断を行う体制を内部統制システムとして構築する義務、そしてこれが適正かつ円滑に運用されるように監視する義務を負っていたといえる。具体的には、A社において子会社の業務に関して反社会的勢力への対応に関す

る基本方針を定め、この基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めることをA社の取締役会で決議するなどの義務を負っていたというべきである。」「そして、具体的な反社会的勢力排除の方法は種々考えられるため、このような組織体制の整備に当たっては、取締役の判断に一定の裁量が認められるべきである。」とした。

そして、銀行持株会社取締役の子会社銀行に対する具体的な業務を指導する義務の有無については以下のように述べた。

「…こうした体制を構築し、同体制が適正かつ円滑に運用されるよう監視し、あるいは子会社の株主としてA社が適切に権利行使するようにさせることによって上記の義務を履行するものであり、子会社の業務において上記のグループとしての内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が見受けられないにもかかわらず、子会社である銀行に対して具体的な業務を直接指導するなどの義務を負うことはないというべきである。」

「…A社の取締役である被告らが負う義務は、A社において子会社の業務に関して基本方針を定め、この基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めることをA社の取締役会で決議するなどのものであったというべきである。」

判旨② 内部統制システムとして子会社の業務に関する基本方針をA社において定める義務に違反したか

「…aグループとしての反社会的勢力防止のための内部統制システムの構築は相当なものであり、被告らが同構築義務に違反するところはないというべきである。」と判示した。その理由として、主として以下のような認定事実を列挙した。(i) A社においてコンプライアンス統括部やコンプライアンス委員会といった組織が整備されており、またコンプライアンス管理に関する基本方針が策定されていた。(ii) A社は、B銀行とグループ経営管理契約を締結し、B銀行からコンプライアンス管理上必要な事項について定期的又は随時報告をうけており、このようなグループ管理体制は、当時の他のメガバンクと概ね同様であった。(iii) A社は、反社会的勢力との関係の遮断をコンプライアンス管理の一環とすること等を内容とする企業行動規範を策定し、また、aグループにおいてコンプライアンス遵守を図るための基本的な事項を定めた基本方針やマニュアル等を作成していた。(iv) その後、A社は基本方針細則を改訂し、B銀行を重要管理会社に分類し、A社やその子会社が定める反社会的勢力との取引排除推進体制を整備することとし、A社が求めた場合又は定期的に、同社に対し、傘下の会社を含めた反社会的勢力との取引に係る報告を行うこととしていた。

次に、B銀行において反社会的勢力への対応を含むコンプライアンス管理に関する基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めることをA社の取締役会で議決するなどの義務を果たしていたかについて検討し、以下のように述べた。

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

「…本件キャプティブローンにおける反社会的勢力との取引数やその割合は、A社においては構築した内部統制とシステムを直ちに是正しなければならないような状況にあったとまではいうことができない。」。その理由としては、本件キャプティブローンは資金使途が具体的な商品または役務の対価に限定されるものであり、反社会的勢力との取引によって弊害が生じるリスクが小さく、また概ね2年半から3年程度の期間で取引が解消されるものが多いという特徴があること、および本件キャプティブローンにおける不芳属性先や反社会的勢力との取引の割合等があげられていた。

そして本件キャプティブローンに関する属性チェック等についての経緯を鑑み、「…A社及びB銀行は、属性チェックの必要性について検討し、C社との間でも関連会社化の前後において、属性チェックの実施に向けた交渉を行っていたといえる。」とした。そして、aグループには多数のグループ会社が存在することから、委員会や取締役会の開催時間が1時間弱程度と限られており、コンプライアンス委員会関係では5分程度しか時間を割かれなかった点や、本件当時はまだ社会的にも反社会的勢力の排除が大きな潮流となりかける時期であり、過去の対応事例や他のメガバンクの参考事例もなかったことから「これらを総合的に考慮すれば、被告らにおいて、A社ないしaグループにおける反社会的勢力防止のための内部統制システムに支障が生じていたとはせず、監視・是正を行わなかったことについて、その判断に裁量違反はなく、本件全証拠を精査しても、監督・是正が必要となる特段の事情があったと認めるに足りる証拠はない」とし、「A社の取締役として、本件キャプティブローンに関し、善管注意義務違反は認められないといわざるを得ない」とした。

また、属性判断を行うための内部統制構築義務およびそれが適正かつ円滑に運用されるように監視する義務を超えて、「…別会社であるC社に対し、」「…子会社であるB銀行に強いて、Aデータベースを用いた入口チェック体制を構築させる義務があったとまではいうことはできない」し、「事後チェックの結果において、不芳属性先や反社会的勢力との取引数や本件キャプティブローン取引数全体に占める割合に大きな変化がなく、反社会的勢力と認定された取引も順次解消されていた以上、被告らに、当時の体制以上に属性チェックの体制を強化する義務が生じていたということはない」とした。

判旨③ 本件キャプティブローンにおける反社会的勢力との取引についての具体的な取引解消のための措置をB銀行に求める取締役会決議をすべき義務があったか

「…被告らにおいて、子会社であるB銀行に対し、本件キャプティブローンにおける反社会的勢力との取引に関して、具体的な取引解消のための措置、つまり、保証債務履行請求を行い、代位弁済をさせることをA社の取締役会で決議する義務を負担していたとまで認めることはできない。」なお、「…このような措置を取ることも不可能であったというわけではない。」としつつ、「し

かし、…グループ全体でみれば、反社会的勢力排除の抜本的解決に繋がらない。」とし、経緯を鑑みたくえでこのような結論に至ったと述べている。

判旨④ 反社会的勢力の排除の社会的動向について

「銀行は預金者から預かった資金を貸し付けて業務を行うものであり、その貸付先に反社会的勢力があることは安易に許されるものではない。そして、本件については、金融庁検査後に大きく報道され、社会に大きな不安を与えたといえるのであり、このことは、銀行の業務が公共性を有し、銀行はその信用性を維持しなければならないとされることからしても、決して軽視されることではない。」としながらも、「…グループ内外の法人としての会社の独立性、本件キャプティブローンの特質から生じる対策実行の難しさ」などの本件独自の事情や「…反社会的勢力から被害を防止することから始まり、その後取組が拡大したものの、本件当時はまだ社会的にも反社会的勢力の排除が大きな潮流となりかける時期でもあり、過去の対応事例や他のメガバンクの参考事例もなかった」という時代的背景を鑑みて「…本件キャプティブローンにおける取引先に反社会的勢力が結果的に入っていたとしても、A社やB銀行が政策的な観点から非難され、あるいは改善を求められることは格別、そのような結果のみを以て、Aの取締役であった被告らについて、法的義務違反として責任追及をすることができるものでもない。」とした。

4 提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会報告書 (平成25年10月28日提出)

平成25年10月28日、(すなわち、平成25年9月27日付での金融庁による業務改善命令が発せられ、同年12月26日付での金融庁による業務停止命令を含む業務改善命令が発せられるまでの期間中である) B銀行が設置した弁護士3名で構成された「提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会」の調査報告書が、B銀行に提出された。

同報告書内では、以下のような報告がなされた。

まず、調査によって判明した事実として、以下の点などが挙げられた。

- ・ B銀行によるC社の関連会社化が行われた平成22年以降の時期は、反社会的勢力排除の社会的機運が急速に高まっていた時期であること
- ・ 本件キャプティブローンの仕組みからは、B銀行において取引の相手方の選択権はないことから、B銀行と反社会的勢力との間に人的な癒着が発生するものではなく、実際、そのような癒着は認められなかったこと
- ・ 平成21年3月16日にA社およびB銀行のコンプライアンス統括部の担当者が弁護士と面談

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

し、属性チェックの必要性について相談した。その結果をうけて、A社は、C社の関連会社化後は、レピュテーションリスクの増加、守秘義務違反のリスクの低下等から、本件キャプティブローンに関し、aグループとしての属性チェックを実施する必要性があると判断したこと

- ・当時のB銀行の取締役頭取は、B銀行のコンプライアンス統括部から少なくとも事後チェックは必要である旨の報告を受け、その時点でのC社における反社排除の状況を把握するため、サンプルテストを行うよう指示したこと
- ・C社の関連会社化を承認するにあたりA社及びB銀行での経営会議及び取締役会において提出された資料には、本件キャプティブローンの不芳属性対応に関して、その内容として「キャプティブローンの事後反社チェックを開始、以後段階的に領域を拡大」、主な課題として、「現行の反社排除体制の確認・検証、キャプティブローンの事後反社チェック」と記載されていた
- ・平成23年3月に発生したシステム障害と特例支払問題への対応に追われる中で、コンプライアンス統括部において、本件キャプティブローンの属性チェックの領域の段階的拡大という課題は相対的に優先順位が低下することとなった
- ・上記システム障害と特例支払問題の対応の中で、平成23年5月に再発防止策として「経営体制」「人事」及び「業務」の抜本的刷新が図られ、経営陣の退任、コンプライアンス統括部の大規模な人事異動が行われた。しかし、システム障害後の混乱の中、本件キャプティブローンの属性チェックの問題について組織上承継する手続は取られず、A社の社長となった者は、この問題を認識するに至らなかった
- ・平成23年7月28日のB銀行のコンプライアンス委員会において、第2回事後チェックの結果が報告されたが、新規に反社認定された件数が記載されているのみであり、また、本件キャプティブローンはB銀行の自行貸付であるにもかかわらず、B銀行の一般の与信取引についての欄ではなく、【11年3月末基準 グループ会社における与信取引・与信取引以外の資金提供取引状況】という欄に記載された。このような変更から、本件キャプティブローン問題の重要性の認識が乏しくなってきた可能性が高い
- ・第3回以降の事後チェックの結果は、B銀行のコンプライアンス委員会および取締役会ならびにA社のコンプライアンス委員会及び取締役会に報告されていない。担当者らが、本件キャプティブローンの反社管理の問題の重要性の認識を誤り、半ば定例化していた事後チェックの結果をこれ以上コンプライアンス委員会に報告する必要ないと判断した可能性は否定できない
- ・金融庁の入検時、担当検査官から事後チェックの結果を取締役会・コンプライアンス委員会へ報告しているかとの質問に対し、B銀行は、そのような報告は行っていない旨の誤った回

答をした。これは、一担当者に過ぎない者の記憶のみに依拠して回答が行われた。かかる特定の個人の認識や記憶に依存した組織的な対応態勢の欠如が、本金融庁検査における過誤報告を招いたものといえ、殊更秘匿したことをうかがわせる事情は認められない

そして、問題の所在として、B銀行において

- (1) 当初は取締役会やコンプライアンス委員会に報告されていた定期の本キャプティブローンの事後チェックの結果について、その頭取への報告を義務付ける関連規程があるにもかかわらず、取締役会やコンプライアンス委員会のその報告がなされなくなり、
- (2) 当初は検討課題とされていた入口チェックの導入の可否や本キャプティブローンの債務者に限定しないA社の反社情報のC社への還元の可否等は、その後の担当役員への報告書や業務計画において、課題認識から欠落し、
- (3) 経営課題の達成状況の検証を行うべき業務監査部は、本件キャプティブローンの問題を認識しながら、監査報告書において十分な指摘を行わず、
- (4) 金融庁の指摘がなされるまで、反社会的勢力との取引の解消に向けて、更なる抜本的取組みが行われることがなかった

といった点を指摘し、それらの原因として、「自行の貸付債権であるという意識が希薄であった」「反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員の認識が不足していた（とくに、コンプライアンス部が任務を尽くしていないことについて、B銀行が組織としてこれを看過する体制に陥っていたことにも重大な問題があるというべき）」「役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じた」「組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかった」「反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行内に十分浸透していなかった」「コンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していた」「内部監査が十分に機能していなかった」「金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があった」といったものを挙げた。

5 銀行持株会社⁷と子会社の関係について

本判決においては、判旨①で挙げられたように、反社会的勢力に対応するための「基本方針を定め、この基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めること」をA社取締役

7 「銀行持株会社」とは、総資産に占める国内子会社の株式の取得価額が100分の50を超える会社（銀行法第2条12項）であり、銀行を子会社とする会社（銀行法第2条13項）である。すなわち、子会社の経営管理のみを行い、独自の事業を行わない会社である。

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

役会で決議することなどは義務であるが、その組織体制の整備には「取締役の判断に一定の裁量」が認められるべきであり、その義務履行は内部統制システムを構築し、それが適正かつ円滑に運用されるように監視し「あるいは子会社の株主として」銀行持株親会社が適切に権利行使することを通じて行うものであるとした。また、「内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が見受けられない場合に、子銀行に対して「具体的な業務を直接指導するなどの義務を負うことはない」としている。

(1) 会社法におけるグループ内部統制の内容と、親会社取締役の子会社監督義務

持株会社の取締役に対して、子会社の支配・管理の内容として、会社法上どのようなものが求められるのかにつき、検討する。

現行会社法においては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」が取締役の権限として規定され（会 348 条 3 項 4 号）、取締役会設置会社においては取締役委任できない取締役会の権限として規定されている（362 条 4 項 6 号）⁸。そしてこの権限は、大会社においては義務とされる（会 348 条 4 項、同 362 条 5 項）。すなわち、大会社においては、企業グループの内部統制システムの基本方針を決定する義務が親会社取締役には課せられている。本件は、平成 26 年改正会社法施行前の事案であり、上記会社法の規定はなかったが、平成 26 年改正会社法以前においては旧会社法施行規則において「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を決定する義務が定められていた⁹。

では、その「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なもの」としては、いかなるものが考えられるか。これについては、傘下の子会社全体を含めた企業結合体の経営についての中・長期計画をたて、これに基づく具体的な経営政策、経営方針を立案すること、その経営政策、経営方針に基づいて傘下にある子会社の経営を指揮し監督すること、その経営政策や計画に必要な資金の手当てや子会社とその経営に必要な資金の調達等の財務の統括的処理を行うことなどとされてきた¹⁰。しかし、具体的にどのようなものが求めら

8 これは、平成 26 年改正において会社法に規定されたものであるが、改正前会社法の下でも会社法施行規則において規定されているので、この条文については本件を考察するにあたって特に考慮すべきことはない。

9 旧会社法施行規則 100 条 1 項 5 号

10 前田重行「持株会社における経営参加権の確保—比較法的観点からの分析—」企業結合法の現代的課題と展開（2002 年）186 頁、江頭憲治郎「企業組織の一形態としての持株会社」資本市場研究会編・持株会社の法的諸問題（1995 年）16 頁

れるのかは、条文上明らかではなかった。

前述のように、平成26年の会社法改正において、企業グループの内部統制に関する事項は、従前の会社法施行規則から上記会社法362条4項6号へと格上げされた。それに伴い、会社法施行規則に従前には無かった具体的な体制が列挙された。

本件にかかわる部分としては「当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員…の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制」（会施規98条1項5号イ、同100条1項5号イ）、「当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会施規98条1項5号ニ、同100条1項5号ニ）などがある。なお、会施規98条1項5号及び同100条1項5号は、その柱書において「次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」と規定していることから例示列举であり、求められる体制は、規定されているものに限られるものではない。同時に、これらの規定は内部統制システムの基本方針として決定すべき事項を実質的に拡大することや、親会社の内部統制システムの基本方針に、企業集団内部統制システムだけではなく子会社の内部統制システムの整備に係る事項を含めることが意図されているわけではない¹¹。

報告に関する体制は、子会社等を管理するためには当然必要なものであり、その具体例としては、①子会社管理規定において子会社の一定の重要事項について親会社に対する定期的な報告を義務づけること②グループ役員連絡会等において子会社取締役が親会社取締役への報告を実施すること③非常事態発生時の親会社への報告体制等を決定することなどが考えられている¹²。また、法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、その具体例として①グループ全体に適用される行動規範、倫理規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル等の策定、②親会社による子会社の役員・使用人等に対するコンプライアンス研修の実施、③グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議するグループコンプライアンス委員会等の設置、④親会社または子会社の内部監査部門による子会社の内部監査の実施、⑤親会社の監査役と子会社の監査役等の連絡、⑥グループ全体に適用される内部通報制度の設置等を決定することなどが考えられている¹³。

上記を前提としたうえで、より具体的な制度としてどのような制度を構築しなければならないのか。これについては、どのような内部統制システムを構築するかは経営判断に係る事項であり、広い裁量が認められる。また当該企業グループ固有の事情（固有の事情としては、たとえば、グ

11 坂本三郎ほか編『立案担当者による平成26年改正会社法関係法務省令の解説（別冊商事法務397号）』3頁（商事法務、2015）

12 13 太子堂厚子・河島勇太「平成26年会社法改正を踏まえた実務の検討（2）グループ・ガバナンスに関する規律等の見直し」商事法務2057号30頁（2015）

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

グループ会社の業種、規模、数、株式の保有形態、株主構成、上場・非上場の別、沿革などがある¹⁴⁾で異なるため、ある企業グループで求められる内部統制システムと別の企業グループで求められる内部統制システムは異なるのが当然である。しかし、完全に個々の企業グループで求められる内部統制システムが異なるのかというわけではなく、判例¹⁵⁾においては類似他社と比較して劣るものではないくらいの水準であることをもって、内部統制システム構築義務違反を否定したものもある。

親会社取締役の子会社管理義務の有無については、上記平成26年改正過程において、改正検討項目として親会社取締役が子会社を監督する責任を負う旨の規律の明文化があった。結論として明文化はなされなかったものの、部会における議論を通じて、親会社取締役の子会社監督義務が存在することについての見解が提示されることとなった。明文化を議論するにあたっては、親会社取締役の子会社監督責任・権限の範囲が過度に広範なものにならないようにするという観点が特に重視された。その点については、①親会社取締役の職務・義務として、親会社取締役が子会社における日常的な経営判断上の意思決定に積極的に介入することまで求められることがないようにする ②親会社が子会社に対する監督権限に藉口して、子会社の経営に必要以上に干渉し、子会社の自律性を損なうことがないようにする必要がある、という二つの方向性からの配慮が検討された。そこでは、親会社取締役の子会社監督責任の範囲を文言上合理的かつ適切な範囲に限定するよう検討がされていたのである¹⁶⁾。そして最終的な案として「取締役会は、その職務として、『株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正の確保』を行うものとする」という文言が提案され、検討されたが、「業務の適正の確保を行う」という文言について、親会社取締役の職務の範囲が明確でないとの指摘がなされ、最終的な結論として、親会社取締役の子会社監督責任の明文化は見送られたのである¹⁷⁾。その結果、現行会社法の下では、取締役会の権限として「企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を決定することができる（大会社の場合は決定しなければならない）と規定しているに過ぎず、親会社取締役の子会社監督責任の有無およびその範囲については、現行法上も明確ではない¹⁸⁾。

しかし、現実の問題として、子会社に何らかの問題が発生したにもかかわらず子会社において

14 石井裕介・金村公樹「グループ会社管理の実務における諸論点（1）グループ内部統制システムの構築・運用と監視・監督」商事法務 2157号6頁（2018）

15 「他の事業会社において採られていたリスク管理体制に劣るものではなかった」と判示してリスク管理体制構築義務違反を否定（東京高判平成20・5・21）。

16 塚本英巨「平成26年改正会社法と親会社取締役の子会社監督責任」商事法務 2054号25頁（2014）

17 塚本英巨 前掲注16 26頁（2014）

18 会社法本体への格上げにより、親会社取締役の子会社監督責任の解釈論が強化されるとの見解も存在する（中村直人『役員のための法律知識』（商事法務、2013）65頁以下）

適切な対処がなされなかった場合には、親会社による積極的な関与が求められる可能性がある¹⁹ため、子会社の管理に関する親会社取締役の義務と責任の内容を明らかにすることが求められる。

(2) 従来判例

子会社の管理に関する親会社取締役の不作为について争われた事例として、以下のものがある。

①「野村証券孫会社事件東京地裁判決（東京地判平13・1・25判例時報1760号144頁）」

孫会社に生じた損失が親会社の損失に繋がり、またその損失となった報告書について親会社の取締役らの承認を得るべき内規違反であったことなどを理由に、親会社取締役の任務懈怠責任が問題とされた親会社株主による株主代表訴訟において、裁判所は以下のような一般論を述べ、結論として親会社取締役らの責任を否定した。

「親会社と子会社（孫会社を含む）は別個独立の法人であって、子会社（孫会社）について法人格否認の法理を適用すべき場合の他は、財産の帰属関係も別異に観念され、それぞれ独自の業務執行機関と監査機関も存することから、子会社の経営についての決定、業務執行は子会社の取締役（親会社の取締役が子会社の取締役を兼ねている場合は勿論その者も含めて）が行うものであり、親会社の取締役は、特段の事情のない限り、子会社の取締役の業務執行の結果子会社に損害が生じ、さらに親会社に損害を与えた場合であっても、直ちに親会社に対し任務懈怠の責任を負うものではない。もっとも、親会社と子会社の特殊な資本関係に鑑み、親会社の取締役が子会社の指図をするなど、実質的に子会社の意思決定を支配したと評価しうる場合であって、かつ、親会社の取締役の右指図が親会社に対する善管注意義務や法令に違反するような場合には、右特段の事情があるとして、親会社について生じた損害について、親会社の取締役の損害賠償責任が肯定されると解される」

ここでは、「特段の事情が無い限り」親会社の取締役は、子会社の取締役の業務執行の結果生じた子会社の損害について、親会社に任務懈怠責任を負わないとしたのである。

ただし、これは、平成2年および7年に孫会社に起きた損失を理由としており、平成9年の独占禁止法の改正により純粋持株会社が解禁される前の事案であることに注意が必要である。当時は純粋持株会社は存在しないため、親会社が事業会社であることが前提となっている。そのため、平成13年東京地裁判決は「やや独り歩きしている」ところがあるとされ、既述の平成26年会社法改正における部会において、持株会社化が進んだ会社法の下では、そのような解釈論は生きてはいない、そのままは維持されていないという発言もあった²⁰。

19 塚本英巨 前掲注16 23頁（2014）

20 塚本英巨 前掲注16 27頁（2014）

②「福岡魚市場事件福岡高裁判決（福岡高判平 24・4・13 金融商事判例 1399 号 24 頁）」

親子会社間等でいわゆる「グルグル回し取引」を行い、含み損が拡大した結果、経営破綻状況に追い込まれた子会社に対し、親会社が債権放棄や融資を行い、最終的に親会社が回収不能額 18 億 8,000 万円の損害を被ることになったことにつき、親会社の取締役でかつ子会社の役員を兼任していた者たちに対して、善管注意義務・忠実義務違反を主張して株主代表訴訟が提起された。

福岡地裁判決（福岡地判平 23・1・26 金融商事判例 1367 号 41 頁）においては、「被告らの監視義務違反」という判断項目を設置したうえで、事実関係を詳細に検討し、親会社の代表取締役や取締役らが子会社の経営状態についての調査・検討を十分に行わずに高額の貸付を行った点で、親会社の代表取締役や取締役らには忠実義務および善管注意義務違反があると判示した。

福岡高裁判決においても、「…非正常な取引自体がなされていることは、在庫状況や借入金の増加、及び帳簿上の商品単価、数量等の徴表を総合すると経営判断上明らかであった。」「そして、その正確な原因の究明は困難でなかったことは、その取引実態に起因する前記徴表等から明らかであった。」子会社の「再建にはその経営困難に陥った原因解明が必要不可欠であったのに、それをなさないで、そして現実の経営回復の裏付けがないため回収不能による多大な損失が出るのが当然予測されることが認識できたのに、」本件貸付けなどの支援を子会社に行ったことは、親会社の「取締役としての経営判断として合理性はなく、正当なものであったなどとは言い得ないことは明らかである。」と判示した。

福岡魚市場事件において、地裁判決は、その判断項目として「被告らの監視義務違反」を設定したことから、子会社の業務を「監視」する義務が、親会社取締役認められることを前提としていたとされる²¹。他方で高裁判決においては「被告らの監視義務違反」という文言は用いられていないが、子会社に不正の兆候があることを認識でき、かつその調査を容易に行うことができたにもかかわらず、それを怠っていたときには、親会社の取締役に対し子会社管理につき善管注意義務違反が認められることを明らかにした判例²²との評価がされている。

野村證券孫会社事件判決においては、親子会社間に特段の事情がある場合に限り、子会社を監視・管理する義務が親会社取締役に認められるとされたが、福岡魚市場事件においてはそのような限定はされていない。また、その範囲についての明言はないものの、親会社取締役に子会社の業務を監視する義務について言及されているようにもみえる。少なくとも地裁においては、親会社取締役の子会社監視義務は前提とされているよう。しかし、高裁では、「被告らの監視義務違反」という文言を用いなかった点から、あくまで親会社取締役として、親会社の行う融資判断における調査・検討不足などが経営判断として合理性がなく、それは融資対象が子会社か否かに限

21 高橋英治「企業集団における内部統制」ジュリスト 1452 号 28 頁（2013）

22 柿崎環「親子会社取締役の子会社管理責任」『会社法重要判例【第三版】』105 頁（成文堂、2019）

るものではないとみることもありえよう。そもそも、被告とされた者が、親会社と子会社の役員を兼任していたものに限られていたという点や、そのような状況の下での不良在庫を抱えた子会社と親会社との取引であったという事情も、独自の事情として存在しており、この判決を一般化することには、慎重とならざるをえない。

(3) 改正前銀行法

本件は、平成28年改正前銀行法（以下「改正前銀行法」という。）の下の事案である。改正前銀行法の下では、銀行持株会社の業務内容について、その範囲は子会社の経営管理及びこれに附帯する業務に限定（改正前銀行法52条の21）されていた。これは、どのようなことを意味するのであろうか。

そもそも「子会社の経営管理」を行うにあたって求められるものとして、銀行持株会社の認可基準において「その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること」が求められている²³。そして、改正前銀行法52条の21第1項において、「…特例子会社対象会社の経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない」と定められているのみであり、経営管理の実施は義務づけられていない。このことから、経営管理およびこれに付帯する業務を行うことはできるが、行わなくともよいと解することも可能である。

では、「経営管理およびこれに附帯する業務」とはいかなるものを指しているのか。改正前銀行法52条の21第2項は「銀行持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。」と努力義務として定めていた。したがって、少なくとも「子会社銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保」は、経営管理およびこれに附帯する業務に含まれる。また、改正前銀行法52条の21の2第1項は、「銀行持株会社は、その子会社である銀行…が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行…が行う業務…に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。」と定めていた。したがって、子会社銀行が行う業務にかかる顧客の利益（本件においてはたとえばその銀行資金を拠出している預金者も含まれるであろう）が不当に害されることのないように、管理・監視体制の整備を行うことが義務付けられている。なお、ここでは、子会社銀行の株主である親会社の利益はもとより、親会社株主への影

23 銀行法第52条の18第3号

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

響についても触れられていない。それらへの影響を重視すると、子会社銀行の利益が不当に害されるおそれも含まれているからであろう。

本件において裁判所は、上記諸規定から「こうした規定に鑑みれば、改正前銀行法上、銀行持株会社について、子会社である銀行の具体的な業務の経営管理は法律上の義務として定められておらず、銀行持株会社が行うべき経営管理の内容は、子会社である銀行の株主としての権利行使を通じて、子会社である銀行の業務について基本方針を定めることや、同銀行の取締役を選任すること、上記の基本方針が遵守されているかを監督し、必要に応じ是正を求めるといような経営管理業務が想定されていたといえることができる」とした。

(4) 平成 28 年改正銀行法

平成 28 年改正銀行法では、銀行持株会社グループの経営管理が義務付けられ²⁴、同法 52 条の 21 第 4 項において「経営管理」の内容についても定められた。すなわち、①グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な確保（同法同条同項 1 号）②グループに属する会社相互の利益相反に必要な調整（同 2 号）③グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備（同 3 号）④その他、グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの（同 4 号）である²⁵。これらの定義からは、銀行持株会社に求められる義務は、各種体制の整備とその適切な運営の確保であり、それ以上に具体的な義務を導き出すことは難しい。しかし、これら規定は、金融庁スタッフの解説によると、たとえばメガバンクグループにおいて、銀行以外の子会社や海外子会社のグループ全体に占める収益の割合が増加傾向にあり、その業務の規模・複雑性・国際性などを踏まえた、より実効的なグループ全体の経営管理が求められるようになっていた状況の下、金融グループにおける経営管理「形態」のあるべき姿は区々であることを前提としつつ、それぞれの金融グループの経営管理を十分に実効的なものとするため、各金融グループにおける経営管理の「機能」の面では、グループ全体の経営方針が明確に策定され、それがグループ内のエンティティに浸透・徹底されるとともに、経営方針の実効に伴う各種リスクを的確に把握し、リスク顕在化時にも適切に対応できる体制の構築・運用を行うことなどが求められると考えられていたことを背景に、規定されたとしている²⁶。

しかし、「附帯業務」について、平成 28 年銀行法等改正に係る内閣府令のパブリックコメントへの回答の中では、銀行法第 52 条の 21 第 4 項第 3 号（上記③）の附帯業務の例として、反社会

24 銀行法第 52 条の 21

25 銀行法第 51 条の 21 第 4 項

26 池田唯一・中島淳一監修『銀行法』417 頁（金融財政事情研究会・2017 年）

的勢力との取引の管理、顧客情報管理などが挙げられている。

そして、平成28年改正銀行法では、その52条の21の2において、前条2項の規定（銀行持株会社の業務を当該グループの経営管理及びこれに附帯する業務に限定する規定）にかかわらず、「…当該銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）に共通する業務であって、当該業務を当該銀行持株会社において行うところ当該業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社に代わって行うことができる」と定めている。そして、銀行法施行規則第34条の14の3において、銀行持株会社において行う事ができる共通・重複業務として融資審査業務が挙げられている。したがって、平成28年改正銀行法の下では、本件で銀行持株会社の具体的義務が認められる可能性もある。しかし、そもそも銀行持株会社の本来の業務はグループの経営管理であり、このような共通・重複義務の執行に偏重することによって、経営管理が疎かになることは、あってはならないと考えられる²⁷。すなわち、グループ内においては利益相反が生ずる可能性があるため、共通・重複業務を銀行持株会社が行うことにより、子会社の利益が害されることもありえる。また、そのような共通・重複業務の執行を優先した結果、経営管理が甘くなることもありえる。あくまで、第一義的に行うべきことは、義務付けされているグループの経営管理であり、共通・重複業務の執行は認められているにすぎないからである。

(5) 金融コングロマリット指針

金融庁による金融コングロマリット監督指針においては、「独立の法人である個々の金融機関は、自己責任に基づき、経営判断としてどのような経営形態を採用するかを決定すべきであり、監督当局は、財務の健全性や利用者保護等の観点から各金融機関や金融システムの健全性が害されない限り、その判断を尊重すべき」とされている。これを本件にあてはめると、本件キャプティブローンは利益率が高く、財務の健全性を害するものではないともいえる。そうだとすると、本件キャプティブローンで反社会的勢力と認定されたものを即時取引解消としないという判断も、尊重される余地がある。

また、同指針は、金融コングロマリットは、「態様が多样であり、抱えるリスクの特性や波及過程も異なることから、金融コングロマリット監督上の評価項目の全てを経営管理会社及びグループ内の会社に一律に求めるものではなく、字義通りの対応がなされていなくとも、グループの対応が金融機関の財務の健全性及び業務の適切性の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないとしている」

27 池田唯一・中島淳一監修『銀行法』422頁（金融財政事情研究会・2017年）

(6) 小括

銀行持株会社の取締役は、会社法の下での親会社としてのグループ内部統制構築義務・同義務の運用の監視・是正義務と、子会社株主としての機能が存在し、また同時に改正前銀行法の下での「子会社の経営管理義務」が併存する。

親会社取締役は、グループ内部統制構築義務・同義務の運用の監視・是正義務を負うが、原則的には子会社の内部統制の構築及びその運用について、直接指導する立場にはない。なぜなら、子会社における内部統制構築義務及びその適切な運用は、子会社取締役に課せられた義務だからである。しかし、子会社における内部統制が、グループ内部統制で構築した基本方針に違反していた場合、親会社取締役はこれについては是正を求めることで義務を果たしたことになるか、それより一歩進み、具体的に指導をすることまでが求められるのか。すなわち本件においては、速やかな取引解消を指示することが義務であったかということである。

平成9年の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）の改正によって純粋持株会社が解禁される前は、独占禁止法違反に問われないためにも、親会社が子会社の事業活動に関与しないことが望ましいと考えられてきた。しかし、純粋持株会社解禁後は、子会社管理のために適切な影響力を行使したか否かが、親会社取締役の親会社に対する義務・責任として位置づけられるようになった²⁸。

また、子会社の株主としての機能に着目し、持株会社にとっては、子会社の株式は自らの資産であり、その資産を活用して自社の利益の増大を図るために、影響力まで含めて活用することによって、その価値を高め、あるいはその価値を保全することが銀行持株会社の業務執行者の義務として認められるべきであるとする見解²⁹もある。

いずれにせよ、持株会社は子会社株主としての機能のみならず、持株会社を含めた一つの企業集団全体を俯瞰した経営管理を行う立場にあることから、子会社に対する直接的な経営管理義務が全くないとはいえないであろう。しかし、ここで常に留意すべきことは、親子会社間において利益相反の可能性がある点から、親会社の子会社に対する経営管理機能は、子会社の自由な経営を害することがないよう、親会社取締役の子会社に対する経営管理機能を余りにも広く認めるべきではないということである。

また、企業グループの経営には様々な形態が存在するため、親会社である持株会社の取締役に求められる子会社管理の義務・責任の範囲は多様であり、広く裁量が認められるべきである。それは、企業グループごとの差異のみならず、一つの企業グループ内においても各子会社との関係

28 山下友信「持株会社システムにおける取締役の民事責任」金融法務研究会・金融持株会社グループにおけるコーポレート・ガバナンス 26 頁（金融法務研究会事務局、2006）

29 船津浩司『「グループ経営」の義務と責任』158 頁（商事法務、2010 年）

が反映された形での子会社管理となるであろう。

6 反社会的勢力の排除の取組

① 政府指針

裁判所は、「…被告らの義務違反の有無が問題となる平成22年から平成23年当時、本件キャブティブローンを含む銀行取引において、暴力団との取引を排除する取組を行うことが社会的に要請されていたとすることができる」としている。その理由として、「…平成19年6月に反社会的勢力との関係排除に関する政府指針³⁰が定められ、国を挙げて反社会的勢力に対抗する姿勢が示されることになり、その後、全国で、暴力団排除条例が制定、施行されている」こと、「平成19年から平成21年にかけて、Aらの監督官庁である金融庁が、金融検査マニュアル及び監督指針の改正並びに金融コングロマリット指針を公表している」こと、さらに「…全国銀行業会は、平成17年に反社会的勢力と対決する旨の行動憲章を策定し、それ以降、銀行取引約定書や普通預金勘定規定等に盛り込む暴力団排除条項の参考例を取りまとめ、公表するなどし、Bを含む日本三大メガバンクも、融資取引に暴力団排除条項を導入するなどしている」という点を挙げた。

前記平成19年6月の政府指針は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）のことであり、反社会的勢力を「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追及する集団又は個人」と定義し、企業において、一元的に反社会的勢力への対応や情報を管理、蓄積する専門部署を設置するなどの体制を整備し、取締役会での報告等を通じて経営トップ以下、組織全体として対応することを明記している。また、取引相手が反社会的勢力であると判明した時点やその疑いが生じた時点で、契約等の解消やそれに向けた措置を講じ、関心を持って継続的に相手を監視して将来における契約等の解消に備えることなどにより、速やかに関係を解消することを明らかにしている。

② 銀行業界の取組

銀行業界は、平成17年11月、反社会的勢力とは断固として対決することを宣言し、行動憲章を策定した。経団連も平成19年4月に、反社会的勢力との関係遮断に関する業界の自主ルールと

30 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

して、企業行動憲章を定め、銀行業界は同年7月、反社会的勢力に関する情報を収集し、各金融機関と共有できる体制の構築、反社会的勢力との融資取引等について契約解除を可能とする規定の整備、警察当局や外部専門機関との連携強化について検討に着手した旨発表した。そして、平成20年11月、全銀協は、政府指針を踏まえた銀行取引約定書における暴力団排除条項の参考例をとりまとめ、会員銀行と共有した。そして平成21年4月、B銀行を含む日本三大メガバンクが、融資取引について暴力団排除条項を導入した。

③ A社およびB銀行のコンプライアンス管理体制と、反社会的勢力排除の取組

平成15年3月に、A社はB銀行に対し、コンプライアンス管理に関する基本方針を策定して提示するとともに、B銀行からコンプライアンス管理上必要な事項について定期的又は随時報告を受けることを定めるなどし、このようなグループ管理体制は、本件当時の他のメガバンクにおけるグループ管理体制と概ね同様であったとされる。

反社会的勢力排除に関しては、B銀行は平成14年にコンプライアンスの基本方針を定めるとともに、反社会的勢力との取引の排除を推進することを目的とした「コンプライアンスの基本方針細則（反社会的勢力関係）」を策定した。またA社においても、平成15年にB銀行と同様の方針や細則が策定された。

平成16年10月にA社は反社会的勢力への対応等の事項を含むコンプライアンスに関する事項の審議、調整及び報告を行うコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括グループ長を委員の一人にしていた。B銀行も同様に、反社会的勢力への対応や社内のコンプライアンス統括等を所管するコンプライアンス統括部を設置し、また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、3か月に1度の頻度で反社会的勢力への対応に関する事項について審議、調整し、報告することとしていた。

平成22年10月に、A社において上述の細則が改定され、その際にB銀行は改訂された細則における重点管理会社に分類され、A社やその子会社が定める反社会的勢力との取引排除推進体制を整備することとし、A社から求められた場合又は定期的に、同社に対し、傘下の会社を含めた反社会的勢力との取引に係る報告を行うこととされた。

また、反社会的勢力との取引について、反社会的勢力を3つのグループに分類していた。総会屋、暴力団構成員・準構成員並びにフロント企業及びその役員で構成される第1グループ、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、企業ゴロで構成される第2グループを狭義の反社会的勢力とし、これらとの取引は解消する方針で対応することとされた。他方、情報の確度等の問題から、狭義の反社取引に分類できない取引先、ブラックジャーナリスト及び社会問題化している団体等

で構成される第3グループとの取引については、原則として対象取引の規模を可能な限り縮小し、最終的には取引を解消する方針で対応することとされた。

7 判旨についての若干の検討

判旨①について

判旨は、改正前銀行法の下ではA社のB銀行に対する具体的な経営管理は法律上の義務として定められていないことから、あくまでその経営管理の内容は子会社の株主としての権利行使を通じて行うという立場である。そして、そのような立場から、グループ内に内部統制システムを構築し、同体制が適正かつ円滑に適用されるように監視する義務を負っているが、その整備については取締役の判断に一定の裁量が認められ、内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が認められない限り、子会社に対し具体的な業務を直接指導する義務を負うことはないとしている。そして、銀行持株会社はグループ全体につき一般の事業会社と比較すればより慎重なリスク管理等が求められるといった見解についても触れ、28年改正に当たって作成された金融審議会でも引き続き検討することが適当であるとされていたことから、本件当時においては、そのような義務を負っているとは認められないとした。

既述のように、平成28年改正銀行法の下では、グループの経営管理以外に具体的業務として共通・重複業務を行うことも可能であるが、本件は、改正前銀行法の下であるから、改正前銀行法からは、子会社の具体的業務についての親会社取締役の直接指導義務を導き出すことは難しい。

しかし、本件において「内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が認められ」なかったとした根拠の一部に疑問が残る。というのも、本事案の事実の概要及び調査報告書で明らかになったように、複数の段階で本件キャプティブローンの反社会的勢力への融資の問題は、コンプライアンス委員会や取締役会で報告されているにもかかわらず、長らく放置され、ようやく事後チェックが導入されるも、やがて報告すらされずに完全に放置された。放置し、問題の無いものとして扱われた結果、内部統制システムの円滑な運用に支障を来すことはなかった。つまり、放置されなければ、報告すべきことが報告されていないという、グループ内部統制システムの円滑な運用に支障を来していることが明らかになったかもしれない。そのように考えると、裁判所が「内部統制システムの円滑な運用に支障を来すような事情が認められなかった」とした根拠には、若干の疑問が残る。

判旨②について

裁判所が、aグループとしての反社会的勢力防止のための内部統制システムの構築は相当なものであるとした根拠の一つとして、以下のような属性チェックの有無について、A社及びB銀行でなされた対応や議論がある。その経緯は以下のとおりである。

平成15年9月、入口チェックを行う必要があるかにつき、A社は法律事務所に意見照会をするなどして検討を行い、その結果①本件キャプティブローンは提携会社が与信判断を行うため、実態はB銀行から提携会社への貸付けに近いこと、②B銀行が債務者と直接接しないため、債務者と直接のトラブルが生じるリスクやレピュテーションリスクが小さいこと、③資金使途が実需による商品購入等に限定され、資金の流れから債務者に使途自由な資金が提供されるリスクがないこと、④金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律上、金融機関は、提携ローンの債務者に対する本人確認義務を免除されていること等から、本件キャプティブローンについて入口チェックは行わないこととした。

平成16年7月、B銀行とC社との包括業務提携契約の締結を機に、B銀行のコンプライアンス統括部は、本件キャプティブローンの属性チェックの要否を検討したが、取引の実態はC社への貸付に近く、またC社が入口チェックを実施していること等から、弁護士の意見も踏まえ、Aデータベースを用いた属性チェックは不要とした。

平成18年3月、本件キャプティブローンの取扱いが急増したことから、属性チェックの要否について再度検討を行ったが、上述の理由等に加え、⑤A社独自の属性チェックにより、債務者への通知が必要となり、ひいては反社会的勢力との接触によるトラブルが生じるリスクがあること⑥aグループ独自の属性チェックを行い、その結果を提携会社に通知することで、グループ外の提携会社に債務者が反社会的勢力であることが分かってしまい、守秘義務違反のリスクが生じることなどから、属性チェックを行わないこととした。

属性チェックを行わないこととした理由について、以下の点に疑問が残る。①については、たとえ実態がB銀行からC社への貸付けに近いとはいえ、契約上はB銀行による反社会的勢力への貸付けである。実態ではなく、事実として、自行の貸付先が反社であるという認識が薄かったことは問題であろう。また⑤についても、Bが表立って反社会的勢力との接触によるリスクを避けるという主張は、C社を隠れ蓑にしていることを正当化しているようにも解される。いわば、汚れ役をC社に押し付けることを当然と考えていたともいえないか。

やがて、A社がC社を関連会社化するにあたっての論点整理の結果、平成21年3月、A社のコンプライアンス統括部は、C社の関連会社化によって、aグループとして顧客との接点が発生すること（⑤の理由が重要性を持たなくなる）や、B銀行及びC社における債務者区分の整合性

が求められることなどから、本件キャプティブローンについて、「その時点における業界慣行や関連法令に従った属性チェックの必要性がある」と整理し、当該結果をB銀行と共有した。そこでY1（B銀行の取締役であり、当時の副頭取）は、本件キャプティブローンにおける反社会的勢力排除の状況を確認するためのテスト（以下「本件サンプルテスト」という。）を行うよう指示した。3000件のサンプルテストにおいて、2件の取引先について不芳属性先かつ反社会的勢力との取引に該当するとの結果を得た。その結果、B銀行においては、当面は「事後チェック」に重点を置いた体制の整備を進めることとなり、同年10月頃から事後チェックを行うことが予定された。この時点で、初めて属性チェックが行われることとなったのであるが、入口チェックの必要性は認められなかったことになる。

なお、同年6月11日、A社のコンプライアンス担当者は、B銀行及びG社のコンプライアンス担当者との間で、C社の関連会社化に伴う反社会的勢力の排除体制に係る打ち合わせを行った。その中で、C社の実情として与信取引から反社会的勢力の排除が立ち遅れていることや、C社の関連会社化に伴いaグループとして反社会的勢力の排除の水準を高めていく必要があることなどが説明された。すなわち、この時点で、C社における反社会的勢力の排除体制の問題点については、A社、B銀行、G社の間で共有されたこととなる。とくに、C社の与信取引において反社会的勢力の排除が立ち遅れていることが確認されたならば、融資判断をC社に任せるのではなく、Aデータベースによる入口チェックの必要性が認識されるべきであった。

約2週間後の同年6月24日、A社、B銀行、G社の各コンプライアンス担当部署は、C社のコンプライアンス担当部署との間で打ち合わせを行った。そこではC社において反社会的勢力排除に関する社内規程等を整備していること、加盟店契約に暴力団排除条項を導入し、銀行保証契約についても全国銀行協会のひな型を基礎とする内容の導入を検討していること、約19万件の反社会的勢力の情報が登録されたデータベースを整備しており、加盟店において、新規契約時や定時審査時などに同データベースを用いたチェックを行っていること等を確認した。当時の状況を鑑みると、規程等の整備については、一般的に求められる程度の反社会的勢力排除のための整備はなされていたと評価できる。

平成22年9月22日に、C社は、aグループにおいて会計上の持分法が適用される関連会社となった。

同年11月頃、C社は、事後チェックの結果、不芳属性先に該当した取引をもC社のデータベースに反映させ、その後の入口チェックで活用することに強い難色を示した。その理由は、Aデータベース上の不芳属性先情報の範囲が広範であることから、取引を拒絶することによってC社の営業上不利益が生じ、システム上別途の対応を要することなど多大な労力とコストがかかるということであった。この多大な労力とコストがかかるから取引の拒絶を回避するという営業体制にも疑問が残る。

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

なお、同年9月から12月にかけてB銀行コンプライアンス統括部渉外室が行った事後チェック（以下「第1回事後チェック」という。）の結果は、以下ようになった。本件キャプティブローンに係る取引約108万件のうち、不芳属性先との取引は699件（0.06%）、そのうち反社会的勢力との取引に該当するものは228件（0.02%）であった。同228件のうち、76%が総会屋、暴力団構成員等の第1グループとの取引に該当し、これはB銀行の一般与信取引における割合34%よりも高いものであった。一方で、本件キャプティブローン全体に対する割合0.02%は、B銀行の一般与信取引全体に対する割合0.01%と比較して、あまり差のないものであったとされる。本件判旨においては、この全体に対する割合が一般与信取引全体に対する割合とあまり差がないことを重視したようであるが、第1グループの割合が高いことは看過できないことと考える³¹。

平成23年2月22日、上記第1回事後チェックの結果は、B銀行の取締役会で報告された。また、同年6月17日、A社のコンプライアンス委員会（当時A社の取締役であったY1（社長ないし会長）及びY4が出席）で、第1回事後チェックの結果報告と、反社会的勢力との取引に該当した228件のうち109件は、同年3月末日時点で取引が解消したことが報告された。

平成23年6月29日に、同年3月末日時点における本件キャプティブローン約100万件について事後チェック（以下「第2回事後チェック」という。）が行われた結果、196件が不芳属性先、うち50社が反社会的勢力であることが判明した。この結果については、A社の取締役会およびB銀行の取締役会で報告されたが、いずれも簡略的に報告された。

平成23年12月26日、Bは同年9月末日時点での本件キャプティブローンについての事後チェックを（以下「第3回事後チェック」という。）行った結果、新たに257件が不芳属性先と認定され、うち56件が反社会的勢力であることが判明した。B銀行コンプライアンス統括部渉外室は、第1回事後チェックや第2回事後チェックの結果に大きな問題が見られず、第3回事後チェックの結果も従前の結果と同様であったことから、A社およびB銀行のコンプライアンス委員会や取締役会への報告を行わないこととした。その後も事後チェックは6箇月ごとに行われたが、A社およびB銀行のコンプライアンス委員会および取締役会で報告されることはなかった。なお、第4回事後チェックの結果は不芳属性先250件、うち反社会的勢力72件、第5事後チェックの結果は不芳属性先222件、うち反社会的勢力39件、第6事後知チェックの結果は不芳属性先168件、うち反社会的勢力37件である。

第4回以降に報告を行わなかったことも看過できない。確かに、反社会的勢力との取引件数は減少の傾向が認められる。しかし、減少傾向があるとしても、ガバナンスの見地からは、規程に従い取締役会報告事項とすべきであった。

31 同旨のものとして松井英樹「金融持株会社取締役の企業集団に係る内部統制体制の構築・運用義務—東京地方裁判所令和2年2月27日判決—」東洋法学64巻3号161頁（2021）

また裁判所は、「…aグループ内で行われていたのと同程度の属性チェック、特に入口チェックを行うことが選択肢としてなかったとまでは言い難い」としつつ、「…A社の取締役として、法律上要求される善管注意義務の内容は、あくまで、A社において反社会的勢力排除の取組について子会社の業務に関する基本方針を定め、これが遵守されているかを監督し、必要に応じて是正を求めることをA社の取締役会で決議するといった義務にとどまるものである。」として、グループ内部統制システムが直ちに是正しなければならないような状況にはなかったとした。

グループ内部統制システムに対する監視・是正については、「やったほうが良いこと」がすべて親会社取締役の義務になるのではなく、相当なシステムを構築した以上、システム自体に支障や機能不全が生じていない限り、システム是正の義務を負わないと解される³²。裁判所は、是正しなければならない状況になかったとしているが、この根拠の一部につき、疑問がある。すなわち、裁判所は多数のグループ会社が存在し、これらの委員会や取締役会の開催時間が1時間弱と限られていた点、その結果、コンプライアンス委員会関係では5分程度しか時間を割くことができなかった点なども、被告らの内部統制システムの構築・運用に関する裁量違反がないと判断する要因としているが、このように時間が限られていたから報告されず、そのため「内部統制システムに支障が生じていたとはしな」かったことに裁量違反がないとすることが可能であるならば、常に取締役会を短時間とすることで、内部統制システムの支障を回避することができてしまうことにならないか。

また、調査報告書によると、当時、大規模なシステム障害と特例支払の対応策に注力し、またそれを理由とする大幅な人事異動により、相対的に本件キャプティブローンの優先順位が下がったとされている。そのような危機的状況が起きた時に、その対応のみに注力し、日常的に監視・是正すべきことが犠牲にされ、また企業であれば当然起こりうる人事異動によりリスクについての引継ぎがなされないという状況は、まさに内部統制システムに支障が生じているともいえるのではないか³³。もっとも、その時点では、引継ぎがなされていないことが表に出ていないため、内部統制システムに支障が生じていることを認知することは困難であり、その結果、その是正につき親会社取締役に義務・責任を課すことは認めにくい。

32 田澤元章「親会社取締役のグループ内部統制システムの構築義務・監視義務」法学教室480号115頁(2020)

33 松井英樹「金融持株会社取締役の企業集団に係る内部統制体制の構築・運用義務—東京地方裁判所令和2年2月27日判決—」東洋法学64巻3号161頁(2021)においては、「高い公共性を担う金融機関・金融グループとして、反社会的勢力との取引断絶を理念として掲げる以上は、組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度を機能させ、その取組みに関する経営陣への報告ルールを明確に確立させ、行内に十分に浸透させる必要がある。」と指摘されている。

判旨③について

会社法上、親会社取締役は、グループ内部統制システムの構築義務・監視義務は負っているが、内部統制システムに支障が生じていない限り、是正義務を負わないとされている。では、内部統制システムの支障が生じているような機能不全とは、どのようなものが考えられるか。福岡魚市場事件高裁判決〔福岡高判平成24・4・13〕においては、子会社に不正の兆候があることを認識でき、かつその調査を容易に行うことが出来たにもかかわらず、それを怠っていたときには、親会社の取締役に対して子会社管理につき善管注意義務違反が認められるとされた。ただし、同事件は、既述のような特殊性を持ち、かつ経営を揺るがすほどの多大な損失が問題となった。本件をみるに、たしかに反社会的勢力排除の不十分さは、大きく報道され、その後の金融庁による業務停止命令の発出があり、結果的に損失に繋がった。しかし、その時点では、反社会的勢力との取引を直ちに解消しないことが多大な損失になるとは考えられておらず、むしろ対応策を施すことの方がコスト高であると考えられていたことからすると、平成24年判決の論理を本件に適用することはできない。

判旨④について

裁判所は、まだ反社会的勢力の排除が大きな潮流となりかける時期であったことや他のメガバンクの対応事例がなかったとしていたが、既述のような政府指針、銀行業界の取組みなどの状況、そして預金者の資金を融資する銀行という公共性・特殊性を鑑みると、裁判所がその当時の銀行経営に求めている反社会的勢力排除の水準は、些か低いもののように思える。

政府指針において「…暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進する必要がある」「…反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言える」とその冒頭で述べられ、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則の中に「組織としての対応」「取引を含めた一切の関係遮断」が挙げられていた³⁴。そして「平素からの対応」として「反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する」とされている。また、「内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係」におい

34 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

て「…反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である」と述べられていた。

本件をみるに、「…疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する」ということが出来ていなかった。短期のものであるので、解消に向かうであろうという時の流れに任せていたものと言え、関係を解消するための対応策が一切とられなかった点は問題である。

他方で、同指針解説において平成18年10月に行われた企業に対するアンケート調査の結果が記載されており、その中で、「反社会的勢力排除の取組姿勢について、企業間に温度差があること」が指摘され、各業界団体ごとに反社会的勢力に関する情報データベースを構築することについて実務的な検討課題とされている³⁵。また、同指針および同指針解説は、とくに反社会的勢力による不当要求に重点を置いていたため、「一切の関係をもたない」「速やかに関係を解消する」等が意図しているところは、経済的取引の形で企業に接近し不当要求やクレームのかたちで金品を要求してきた場合などであり、本件のような実需に基づくキャプティブローンは直ちに解消を求められるものではないとの理解も当時では、あり得ないことではない。

このように考えると、直ちに解消するための対応策を行うことが最善ではあったが、当時の状況を鑑みると、行わねばならなかったとまで言い切ることは難しい。

8 本件で求められる取締役の責任の水準

取締役の善管注意義務については、取締役の裁量を広く認める経営判断の原則が存在する。その一方で、判例においては銀行取締役の与信判断における善管注意義務は、一般の会社の取締役の注意義務より高いものが求められるとされている。たとえば、北海道拓殖銀行事件〔最三小決平成21年11月9日〕では、「融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるといわざるを得ない」とした。このように高い水準が求められる理由として、同決定では「銀行業が広く預金者から資金を集め、これを原資として企業等に融資することを本質とする免許事業であること、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること、万一銀行経営が破たんし、あるいは危機にひんした場合には預金者及び融資先を始めとして社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせること等を考慮すれば、融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、…」と述べられ

35 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説」

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

ている。北海道拓殖銀行事件のように、銀行取締役の与信判断について善管注意義務違反が認められたものの多数が、銀行が破綻し、整理回収機構が訴えを提起した場合である。この点からみると、上記決定で述べられた理由の中でも特に、社会への影響が大きい銀行の破綻を引き起こした、(経営的な意味で)健全とはいえない貸付先への融資について、融資の専門家である銀行取締役の責任の水準を高く設定しているように思われる。

これらと比較すると、反社会的勢力への対応に対し他の一般の会社の取締役と比して銀行取締役が専門的な知識等を有しているとはいえない。また、本件キャプティブローンの融資額は、各融資額から判断するに銀行の経営を揺るがすほどの額ではない。他方で、預金者らの資金が反社会的勢力に提供されることには、実際に報道でセンセーショナルに扱われたことが表しているように、社会的に受入れがたいものであり、銀行取締役としては、反社会的勢力排除に一般の会社と比べて高い水準での義務が求められよう。とはいえ、たとえば総会屋への資金提供等と比して、実需に利用が限定されている本件キャプティブローンについてこれほどまでに問題視されるということを見通すことを、当時の取締役に期待することは難しい。実際、本件キャプティブローンの社会からの批判は、当時 B 銀行が大規模システム障害や特例支払いなどの問題が続いたことから、更なる B 銀行の不祥事ということで広く報道されたとも考えられ、後付け的に取締役の義務を認めることは取締役にあっては厳しすぎる。

むすびにかえて

銀行持株会社が多くの子会社孫会社等を抱えている状況を考えると、そのすべての子会社に対して、具体的に、直接的な指示を適時に行使することは、現実的ではない。またそもそも、本件については当時の改正前銀行法の下では、親会社取締役の義務は、グループ内部統制システムの構築とその適正な運用の監視・是正であり、子会社経営管理は義務づけられていなかったことから、子会社内部統制システムについてはその是正を求めることは可能ではあるが、義務と認めることはできず、まして子会社に具体的な指示を行うことは義務ではないとするのが本判決であった。これは従来、純粹持株会社が禁止されていた我が国で支配的であった、独占禁止法違反とされないためにも子会社経営に対する親会社の介入は控えるべきという考えに従ったものであろう。

他方で、純粹持株会社解禁後は、持株会社の取締役は子会社の経営に積極的に関与すべきとする説も肯定されてきた。純粹持株会社の取締役は、「…株式所有を基礎に他の会社(子会社・孫会社)を支配しこれを統括管理することがその機能となる。」「とりわけ、持株会社の定款には他の会社の支配・管理が事業目的として記載されることになる。これによっても、持株会社の取締役の基本的職責は、グループ全体の利益、より具体的には、持株会社の株主の利益のために子会社

の支配・管理をなすことであり、持株会社の取締役が子会社の経営に積極的に関与すべきことが明らかになる。」子会社の株主として人事権を握っていることを「背景に、持株会社の取締役は、子会社の取締役を自らの指図に従わせなければならない。そして、そうしなければ、任務懈怠として持株会社に対する責任が生ずることになろう。」³⁶と述べられている。

純粹持株会社は、子会社の利益が持株会社株主の利益に直結し、他に利益を得る事業活動を行わない。したがって、純粹持株会社の取締役に對し株主は、利益の最大化のために、時には傘下の子会社の経営管理を積極的に担うことを期待する。純粹持株会社とその子会社との間では、事業活動を行っている親会社の場合に起こりうる親子会社間での利益相反の可能性は極めて低い。したがって、純粹持株会社の場合は、事業持株会社よりも子会社経営に関与することのできる範囲は広く考えてもよいのではないかとはいえ、子会社には子会社の取締役が存在し、その経営に義務と責任を負うのであるから、二重経営的なものになることや、子会社取締役が傀儡的なものになることは避けなければならない。また、親子間では利益相反は起こらなくとも、子会社間の利益相反は起こり得るし、利益調整は必要となる。その際に、親会社取締役が子会社間の利益調整を常に行うことになると、一部の子会社が常に利益を得るといような事態にも繋がりがねない。したがって、一般的には、経営に直接関与するのではなく、やはり子会社内部統制システムの構築および適正な運用の監視・是正という範囲で経営に関わることが望ましい。そして、是正を求めても是正されない場合には、直接指示を行うことも可能であろう。しかし、それは可能ということであり、作為は認められるが、不作為を義務違反とすることまで求めることが妥当かについては、今後検討の余地がある。また、このように純粹持株会社取締役が子会社経営に関与することを、グループ内部統制システムに係る義務から引き出すのか、子会社の経営管理から引き出すのかについても、検討課題である。

いずれにせよ、本件における銀行持株会社取締役の義務・責任の範囲についての判旨の論理は、現時点では妥当と考える。ただし、既述のように相当のシステムが構築されており、その運用に支障がなかったとみなす根拠の一部には疑問が残る。

たしかに、規程の制定など管理体制は整備されていた。しかし、途中で報告がなされなくなった点など、適正な運用がなされていたとは言い難い。また、B銀行における内部統制システムの運用が不適正であったとしても、それはあくまでB銀行取締役の義務の範囲であり、A社の取締役の義務とはいえない。また、C社においてはキャプティブローンが稼ぎ頭となっていた状況であり、A社がそれを止めることは、C社の営業利益が下がることとなり、B銀行株主の立場からは、難しい判断となる。当時の状況では、反社会的勢力排除について、ここまで大事になるとは思っていなかったのが現実であろう。

36 森本滋「純粹持株会社と会社法」法曹時報47巻12号3043頁(1995年)

銀行持株会社の取締役のグループ子会社に関する内部統制システムの構築・運用義務

しかし、子会社であるB銀行の内部統制システムの問題ではなく、aグループの内部統制システムの問題として、その体制整備には取締役の判断に一定の裁量が認められるとしても、裁判所は重視しなかったが、問題発覚後の対応検討に取締役が参加した上で入口チェックを行わなかった点や報告がなされなくなった点などからA社取締役の義務違反を認める余地はある。

なお、反社会的勢力との取引に対する社会の目は、現在は当時とは比較にならないほど厳しいものとなっている。1992年に暴対法が施行され、全国の構成員・準構成員らは1991年の約91,000人から、2020年には7割減の約25,000人にまで減ったとされる³⁷。そして、近年では、反社会的勢力ではなくなった者に対して銀行口座を開設できるようにする流れが存在する。というのも、一度反社会的勢力になった者は銀行との取引をしてもらえず、一般社会に戻ってもいわゆる堅気の生活は難しいということが、反社会的勢力から抜けようと考えている者を引き留める際の説得文句となっているからである。銀行にとっては、「現反社会的勢力」との取引は一切行わないが、「元反社会的勢力」との取引は行うこととなり、より一層、データベースの充実や慎重な判断が求められることになろう。

なお、本稿でとりあげた事案は改正前銀行法の下であったため、平成28年改正銀行法の下での、銀行持株会社の子会社の経営管理についても、今後の検討課題である。

参考文献

- 艾蘇「銀行持株会社の取締役についてのグループ内子会社に関する内部統制システムの構築義務・監視義務」金融法務事情 2159号 60頁以下（2021年4月10日）
- 岩原紳作「金融機関取締役の注意義務－銀行法と会社法の交錯（1）」『商事法論集 I 会社法論集』217頁（商事法務、2016）
- 岩原紳作「金融持株会社による子会社管理に関する銀行法と会社法の交錯」『金融法務研究会報告書（13）金融持株会社グループにおけるコーポレート・ガバナンス』66頁（金融法務研究会、2006年）
- 岩原紳作「銀行持株会社による子会社管理に関する銀行法と会社法の交錯—銀行法と会社法の交錯（1）」『商事法論集 I 会社法論集』445頁（商事法務、2016）
- 岩原紳作「金融グループのガバナンスの在り方—銀行法と会社法の交錯—」『金融法務研究会報告書（29）金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察』86頁（金融法務研究会、2017年3月）
- 神田秀樹「金融機関のガバナンス—ソフトローや海外の動向からの示唆」『金融法務研究会報告書（29）金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察』71頁（金融法務研

37 日本経済新聞 2022年3月2日 12版 41面『細る資金源 潜る暴力団』

研究会、2017年3月)

神田秀樹・神作裕之・みずほフィナンシャルグループ『金融法講義新版』(岩波書店、2017年)

加藤貴仁「会社法コンメンタール〔補完〕平成26年改正」392頁(商事法務、2019年)

船津浩司「親会社取締役の子会社管理義務をめぐる実務認識、理論動向と裁判例—福岡魚市場事件判決を踏まえて」法学教室453号90頁(2018)

山下友信「持株会社システムにおける取締役の民事責任」『金融法務研究会報告書(13) 金融持株会社グループにおけるコーポレート・ガバナンス』24頁(金融法務研究会、2006年)

「みずほフィナンシャルグループ元取締役らに対する株主代表訴訟事件—東京地判令2・2・27〔控訴〕—」資料版商事法務No.433 108頁以下(2020年4月)

「銀行持株会社の取締役についてのグループ内子会社に関する内部統制システムの構築義務・監視義務」金融法務事情2159号60頁以下(2021)